

## はじめに



社会の構造が大きく変化している今日、地域福祉の推進と社会福祉協議会の役割が重要であるとされています。

介護保険の改正、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策などの法律や制度が施行され、ますます地域福祉の具体的な活動や展開が求められています。

これまでに、本会では平成20年に第1次（平成20年度～24年度）、平成25年に第2次（平成25年度～29年度）と地域福祉活動計画を策定し、市民が主役の地域づくりに取り組んでまいりました。

そして、この度の第3次地域福祉活動計画策定にあたっては、「お互いさんの心と絆ではぐくむ心豊かなまち 京田辺～育てよう 支えあう絆でつなぐ ふれあいネットワーク～」を基本理念に、地域の住民同士がつながりから生まれる「支えあい」、その絆から「安心」と「暮らしやすさ」が育まれるまちづくりを目指しての取り組みを掲げました。

第1次、第2次における10年間の実践や活動を基盤とし、地域の皆様と協働で「これからも住み続けたいまち京田辺」をつくるために、行政や他機関関係者、区・自治会、民生委員・児童委員、ボランティアをはじめ、市民の皆様と連携し多様な福祉の課題解決のため、これまで以上につながりを深めていきたいと考えています。

本会におきましては、今年度に行われた社会福祉法人改革に伴い、市民の皆様への説明責任や地域社会に貢献すること等が明確となりました。今後より一層、地域福祉の推進に邁進いたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました策定委員会委員の皆様、関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 京田辺市社会福祉協議会

会長 長谷川 榮治

# あいさつ

## 第2次活動計画を継承し地域福祉活動を大きく育てよう

この度、第3次京田辺市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）が策定されました。この計画は、平成25年（2013年）に策定された第2次活動計画に基づいた5年間の実践を検証し、その内容を踏まえて策定されたものです。

この間、社会福祉をめぐる情勢は大きく変化してきました。生活困窮者自立支援制度の創設、介護保険法の改正、社会福祉法人改革などに共通しているのは、社会的孤立や制度のはざまといわれるような問題がより深刻になっていること、またこうした課題の解決には、専門職が包括的に取り組む必要性和同時に、暮らしの基盤である地域が課題を「我が事」として主体的に取り組む必要があることでした。こうした観点から、第3次活動計画では、京田辺市が策定した地域福祉計画と理念を共有しながら、今後5年間、住民と社会福祉協議会が取り組むべき「活動」を提示しました。

ところで、いくら立派な計画ができたとしても、計画はあくまで計画であって、それを実施していかなければ意味がありません。しかし、活動計画の実施や評価には様々な困難が伴います。それはこの計画が、介護保険制度のように、法律で保障されている権利や義務の関係ではなく、あくまでもそこに暮らす住民の自発的な活動に基づいて推進されていくものだからです。社会福祉協議会の職員には、様々な現場での気づきを住民に投げかけ、共有し、課題解決に向けた機運を高めていく働きかけを行って住民の皆さんの主体的な活動を応援していくことが求められています。この第3次活動計画は、その「道しるべ」となるものです。

第1次活動計画、第2次活動計画の策定と実施を通じて、芽を出し、花を咲かせている活動もあれば、その展開が思うように進んでいない活動もあります。また時代の変化によって求められる新しい活動もあります。行政、社会福祉協議会、関係者、住民の皆さんが一致協力することで、京田辺市で求められている様々な地域福祉活動が発展し、誰もが役割をもって生き生きと活躍できる京田辺市となっていくことを切に期待して、ご挨拶とさせていただきます。

最後になりましたが、この度、活動計画策定のために熱心にご尽力くださった策定委員会及び推進委員会委員各位、市社協役職員の方々、ご尽力を賜った地域・関係団体の皆様に心より深く感謝を申し上げます。

平成30年3月

第3次京田辺市地域福祉活動計画策定委員会

委員長 永田 祐（同志社大学 社会学部 准教授）

# 目 次

第1章	地域福祉活動計画とは…	4
第2章	第2次地域福祉活動計画の取り組みを振り返って	5
第3章	地域を知ること… ～地域特性について～	21
第4章	第3次地域福祉活動計画	
1	基本理念	31
2	体系表	32
3	基本目標と基本計画の内容	34
資料編		
1	第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	56
2	第3次地域福祉活動計画の策定経過について	58
3	第3次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿他	60
4	ボランティアアンケート調査集計結果	62
5	用語集	88

# 第1章 地域福祉活動計画とは・・・

---

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、市民をはじめ、地域社会を支えている団体・機関、企業が連携して実践する福祉の取り組みをまとめた計画です。

少子高齢化が進んで人口減少社会を迎えました。子育てや介護だけでなく、生活困窮など課題が複雑に絡んで、福祉課題が多様化、深刻化してきています。子どもや高齢者といった分野ごとの対策だけでなく、「在宅」や「地域」を念頭においた福祉制度の充実がはかられています。

福祉課題を複合的に抱える人ほど、近隣住民との関係が疎遠になり、地域社会から孤立してしまいがちになります。こうした孤立が、「いのち」や「暮らし」に影響を及ぼし、家族や親類だけでなく、孤立予防として、近隣住民や地域との関係づくりの強化や充実が進められています。

「地域福祉」は、地域住民による、地域住民の住み慣れた地域、暮らしの向上をはかるための取り組みです。わかりにくく、馴染みがないといった声が多く聞かれますが、ボランティア活動や区・自治会活動など身近なところで進められています。

「地域福祉活動計画」とは、市民の皆さんと、地域と一緒に取り組む活動を具体的に示したものです。今回の策定にあたり、これまでの第2次地域福祉活動計画の成果や課題を振り返りながら、社協地域役員や民生委員・児童委員、区・自治会、老人会、障がい者団体、ボランティアなど住民の方々の活動や思い等を聞かせていただき、地域の状況を念頭に置いてまとめました。

京田辺市においても、行政機関の立場で「地域福祉」の取り組みについてまとめられた「第3期京田辺市地域福祉計画」が平成29年度からの5カ年計画で策定されましたので、連携して進めていきます。